| | |
|---|---|
| 過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。 | えない日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。 |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○経済産業省令第二号<br>国土交通省令第二号

石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第十五条第三項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月二十七日

総務大臣　石田　真敏
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （タンク）<br>**第五十五条**　［略］<br>［2・3　略］<br>4　屋外タンクに関する工事が次の各号（特定屋外タンク以外の屋外タンクにあっては、第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号）に掲げるものに限り行われた場合には、第一項第一号及び第二項第一号（前項においてその例による場合を含む。）の規定（水張試験に関する基準に係る部分に限る。）は適用しない。<br>［一～八　略］ | （タンク）<br>**第五十五条**　［同上］<br>［2・3　同上］<br>4　屋外タンクに関する工事が次の各号（特定屋外タンク以外の屋外タンクにあつては、第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第八号）に掲げるものに限り行われた場合には、第一項第一号及び第二項第一号（前項においてその例による場合を含む。）の規定（水張試験に関する基準に係る部分に限る。）は適用しない。<br>［一～八　同上］ |
| 九　構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部（ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。）の補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なもの<br>［5～7　略］ | ［新設］<br>［5～7　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。